



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年1月9日火曜日 第2939号

◇ 目 次 ◇
規 則

- 通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則…………… (国際交流課) 1
- 告 示
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (3件) (経営支援課) 2
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農政課農地・担い手対策室) 4
- 地域森林計画の公表…………… (林業政策課) 5
- 地域森林計画の変更の公表 (4件) (") 5
- 解除予定保安林にする旨の通知…………… (森林整備課) 5
- 漁業免許の内容等の公示 (5件) (水産課) 5
- 漁業の免許…………… (") 7
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (") 7
- 都市計画の変更 (追加) 案の縦覧 (4件) (都市計画課) 9
- 都市計画の変更 (一部変更) 案の縦覧…………… (") 10
- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… (東予地方局地域福祉課) 10
- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (") 10
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要…………… (東予地方局環境保全課) 10
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要…………… (") 12
- 土地改良区役員の就退任の届出…………… (東予地方局農村整備課) 13
- 新たな土地改良事業の施行の認可…………… (") 13
- 道路の区域変更 (県道鈍川伊予大井停車場線) (東予地方局今治土木事務所) 13
- 道路の供用開始 (") (") 14
- 土地改良区役員の就退任の届出…………… (中予地方局農村整備第一課) 14
- 開発行為に関する工事の完了 (2件) (中予地方局建築指導課) 14

訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (国際交流課) 14

監査公表

- 定期監査結果の公表…………… (監査事務局) 15

選挙管理委員会告示

- 漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数…………… (選挙管理委員会) 16
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正…………… (") 16

正 誤

- 平成29年3月7日付け第2854号愛媛県告示第216号 (解除予定保安林にする旨の通知) 中…………… (森林整備課) 16

規 則

○愛媛県規則第1号

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内士法施行細則 (平成12年愛媛県規則第21号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(業務廃止等届出書)	(登録抹消事由届出書等)

第3条 省令第21条の規定による業務の廃止等の届出は、全国通訳案内士業務廃止等届出書（様式第1号）によらなければならぬ。

（全国通訳案内士登録簿の閲覧）

第4条 法第27条の規定により全国通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、愛媛県経済労働部観光交流局国際交流課に全国通訳案内士登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。

2・3 省略

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある全国通訳案内士登録簿閲覧申込書（様式第2号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

5～7 省略

様式第1号（第3条関係） 全国通訳案内士業務廃止等届出書

全国通訳案内士業務廃止等届出書	
省略	
1・2 省略	
3 全国通訳案内士の氏名及び住所（戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する届出義務者又は法定代理人が届出を行う場合に限る。）	
4 届出の事由	
5 事由の生じた日	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 全国通訳案内士登録証
- (2) 通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第21条第2号又は第3号_____に該当することとなった旨の届出をしようとする場合にあっては、その旨を証する書面

様式第2号（第4条関係） 全国通訳案内士登録簿閲覧申込書

全国通訳案内士登録簿閲覧申込書	
省略	
全国通訳案内士の氏名（全国通訳案内士登録簿の全てを閲覧しようとする場合にあっては、その旨）	

第3条 省令第21条第1項に規定する登録抹消事由届出書は、通訳案内士登録抹消事由届出書（様式第1号）によらなければならぬ。

2 省令第21条第3項の規定に該当する者にあっては、前項の届出書に住民票の抄本を添付しなければならない。

（通訳案内士登録簿の閲覧）

第4条 法第27条の規定により通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、愛媛県経済労働部観光交流局国際交流課に通訳案内士登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。

2・3 省略

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある通訳案内士登録簿閲覧申込書（様式第2号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

5～7 省略

様式第1号（第3条関係） 通訳案内士登録抹消事由届出書

通訳案内士登録抹消事由届出書	
省略	
1・2 省略	
3 通訳案内士_____の氏名及び住所（その相続人_____が届出を行う場合に限る。）	
4 抹消の事由	
5 抹消の期日	

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 通訳案内士登録証
- (2) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第25条第1項第2号又は第3号（同法第4条第1号に該当する場合に限る。）に該当することとなった旨の届出をしようとする場合にあっては、その旨を証する書面
- (3) 通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第21条第3項の規定に該当する者にあっては、住民票の抄本

様式第2号（第4条関係） 通訳案内士登録簿閲覧申込書

通訳案内士登録簿閲覧申込書	
省略	
通訳案内士_____の氏名（すべての通訳案内士登録簿の閲覧をしようとする場合にあっては、その旨）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日

から4月間縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更年の年月日	届年月日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社ファーストリティリング 株式会社レディ薬局	株式会社ユニクロ 株式会社レディ薬局	平成17年11月1日	平成29年12月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更年の年月日	届年月日
くすりのレディ馬越店・ブックマーケット今治中央店	今治市馬越町四丁目甲38番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社レディ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 代表取締役 三橋 信也 株式会社エーツー 静岡県静岡市駿河区丸子新田317-1 代表取締役 杉山 綱重	株式会社レディ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 代表取締役 三橋 信也 株式会社ヴィルウェイ 大阪府吹田市山田北14番1号 代表取締役 神野 哲	平成22年9月1日	平成29年12月20日
			株式会社レディ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 代表取締役 三橋 信也 株式会社ヴィルウェイ 大阪府吹田市山田北14番1号 代表取締役 神野 哲	株式会社レディ薬局 松山市南江戸四丁目3番37号 代表取締役 三橋 信也 株式会社上治興産 大阪府大阪市西淀川区野里二丁目8番12号 代表取締役 村上 智史	平成29年10月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第3号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届年月日
スーパードラッグコスモス宇和店	西予市宇和町上松葉179番1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	J.A三井リース株式会社 代表取締役 高橋 則広	J.A三井リース株式会社 代表取締役 古谷 周三	平成29年6月29日	平成29年12月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第4号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）

第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(m ²)
徳永正和	愛媛県松山市八反地甲140番地	愛媛県松山市八反地甲111番1ほか6筆	4,501
徳永茂行	愛媛県松山市八反地甲318番地	愛媛県松山市八反地甲1459番1ほか5筆	5,300
立町仁志	愛媛県松山市八反地甲68番地	愛媛県松山市八反地甲1541番1ほか6筆	5,520
渡部勝三	愛媛県松山市八反地甲126番地	愛媛県松山市八反地甲280番1ほか3筆	3,775
門田守正	愛媛県松山市八反地甲133番地1	愛媛県松山市八反地甲100番1ほか9筆	7,210
農事組合法人八反地營農組合	愛媛県松山市八反地甲228番地1	愛媛県松山市八反地甲128番ほか6筆	4,565
小林元翁	愛媛県松山市由良町1080番地	愛媛県松山市泊町1446番2ほか14筆	7,806

石本幹郎	愛媛県松山市泊町1464番地	愛媛県松山市泊町1390番1ほか10筆	8,446
石本勝教	愛媛県松山市泊町1460番地の内第1	愛媛県松山市泊町1436番14ほか21筆	16,727
池本盛重	愛媛県松山市由良町744番地2	愛媛県松山市泊町1395番ほか30筆	25,868
池本雄吉	愛媛県松山市泊町1457番地	愛媛県松山市泊町甲462番104ほか9筆	8,326
池本修平	愛媛県松山市高山町9番6号etrangle C	愛媛県松山市由良町703番1ほか4筆	898
山内青史	愛媛県松山市山西町815番地2	愛媛県松山市泊町1384番1ほか16筆	8,725
石本憲三	愛媛県松山市泊町1460番地の内第1	愛媛県松山市泊町1387番ほか71筆	53,278.42
小林徹雄	愛媛県松山市由良町1080番地	愛媛県松山市由良町1084番ほか14筆	16,086.12
小池勝	愛媛県松山市祇川一丁目15番10号	愛媛県松山市泊町1386番1ほか10筆	8,476
小池保	愛媛県松山市泊町1463番地	愛媛県松山市泊町1388番1ほか16筆	8,726
池本高志	愛媛県松山市由良町35番地3	愛媛県松山市門田町丙130番2ほか7筆	19,117
山内由隆	愛媛県松山市由良町922番地	愛媛県松山市由良町乙132番2ほか2筆	5,993
上田博市	愛媛県松山市門田町723番地	愛媛県松山市門田町丙233番7ほか6筆	5,514
橋本孝一	愛媛県松山市三杉町4番23号	愛媛県松山市門田町378番ほか4筆	4,047

福田 公一	愛媛県松山市由良町56番地12	愛媛県松山市門田町内160番4ほか14筆	14,940
濱田 忠弘	愛媛県松山市衣山五丁目1567番地17	愛媛県松山市由良町476番3ほか20筆	16,481
福田 慎一	愛媛県松山市会津町3番11号	愛媛県松山市門田町778番ほか1筆	1,963
今岡 多恵子	愛媛県松山市門田町498番地3	愛媛県松山市由良町749番	575
石田 六一郎	愛媛県松山市由良町155番地	愛媛県松山市由良町100番3ほか27筆	12,378.74
小池 孝明	愛媛県松山市泊町1460番地	愛媛県松山市泊町1389番2ほか17筆	19,301
山内 明	愛媛県松山市由良町166番地1	愛媛県松山市門田町内201番ほか10筆	13,768
小池 肇	愛媛県松山市泊町1455番地	愛媛県松山市泊町1442番ほか4筆	3,999
濱田 長昌	愛媛県松山市東垣町38番地2	愛媛県松山市由良町493番1ほか6筆	6,852
向井 裕二	愛媛県松山市由良町166番地3	愛媛県松山市門田町578番ほか24筆	18,631
山岡 篤	愛媛県松山市泊町1454番地	愛媛県松山市泊町1386番2ほか31筆	28,658.37

2 申請年月日

平成29年12月20日

○愛媛県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成29年12月26日、肱川地域森林計画を立てた。

肱川地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成29年12月26日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成29年12月26日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、

平成29年12月26日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成29年12月26日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第10号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町相の峰735の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第11号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 宇区第185号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町狩浜地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町狩浜仏崎東角標識

B 西予市明浜町狩浜間口南西角標識

点 ア Aから200度（宇和島市吉田町大良鼻）見通し

200メートルの点

イ Bから197度見通し（宇和島市吉田町奥浦間口）

見通し200メートルの点

(3) 地元地区 西予市明浜町

(4) 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第12号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) 免許番号 宇区第186号
(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町俵津地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識

B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識

点 ア Aから108度（西予市明浜町俵津小網代狸穴）見通し100メートルの点

イ Bから109度（西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根）見通し390メートルの点

3 地元地区 西予市明浜町

4 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第13号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) 免許番号 宇区第187号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町俵津地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1南角標識

B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根

点 ア Aから252度（西予市明浜町俵津9の162の100の南東角）見通し100メートルの点

イ Bから255度（西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切）見通し150メートルの点

3 地元地区 西予市明浜町

4 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成30年4月1日

3 申請期間

平成30年1月9日から2月28日まで

4 存続期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第14号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) 免許番号 宇区第188号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

イ 漁場の位置 西予市明浜町俵津地先

ウ 漁場の区域

AB、BC、Cア、アイ、イウ及びウDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域

基点 A 西予市明浜町俵津二ベ網代南端標識

B 西予市明浜町俵津大小島南西部標識

C 西予市明浜町俵津小大崎鼻から306度見通し40

メートルの標識（長持岩）
 D 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根
 点 ア Cから201度（宇和島市吉田町小松鼻）見通し
 600メートルの点
 イ Cから230度880メートルの点
 ウ Dから255度（西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道掘
 切）見通し150メートルの点

(3) 地元地区 西予市明浜町
 (4) 制限又は条件
 ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
 イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従
 わなければならない。

2 免許予定日
 平成30年4月1日
 3 申請期間
 平成30年1月9日から2月28日まで
 4 存続期間
 平成30年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第15号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、
 区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。
 平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

○愛媛県告示第16号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成30年1月1日次のように区画漁業を免許した。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧特に第104号	今治市大三島町浦戸1507番地1 大三島漁業協同組合	平成29年8月22日付け愛媛県 告示第953号のとおり	平成30年1月1日から 平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1090	院 (次の 図のと おり)	
桜川 205- 1094- 2	新居浜 市大生 院 (次の 図のと おり)	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成30年1月9日

土砂災害警戒区域		
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
垣生第三川 205- 1007	新居浜市垣生 3丁目 (次の 図のと おり)	土石流
大谷川 205-	新居浜市大生	土石流

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荷内B 205-I-71 (1)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	荷内B 205-I-71 (1)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荷内C 205-I-72 (1)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	荷内C 205-I-72 (1)	新居浜市荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島A 205-I-76 (1)	新居浜市阿島3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島A 205-I-76 (1)	新居浜市阿島3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
唐津山 205-I-80 (1)	新居浜市多喜浜4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	唐津山 205-I-80 (1)	新居浜市多喜浜4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠崎A 205-I-81 (1)	新居浜市楠崎2丁目 ¹ (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	楠崎A 205-I-81 (1)	新居浜市楠崎2丁目 ¹ (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠崎C 205-I-83 (1)	新居浜市楠崎2丁目 ² (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	楠崎C 205-I-83 (1)	新居浜市楠崎2丁目 ² (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木A 205-I-96 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木A 205-I-96 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂の本A 205-I-10 (01)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坂の本A 205-I-10 (01)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂の本B 205-I-10 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坂の本B 205-I-10 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂の本C 205-I-10 (2)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坂の本C 205-I-10 (2)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
治良丸 205-I-11 (01)	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	治良丸 205-I-11 (01)	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山B 205-I-11 (6)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	高山B 205-I-11 (6)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山C 205-I-11 (7)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	高山C 205-I-11 (7)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

沢B 205-I-12 (01)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	沢B 205-I-12 (01)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越B 205-I-12 (5)	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越B 205-I-12 (5)	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越E 205-I-12 (8)	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越E 205-I-12 (8)	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯浦B 205-I-13 (1)	新居浜市磯浦町・新居浜乙 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	磯浦B 205-I-13 (1)	新居浜市磯浦町・新居浜乙 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荷内 205-I-5 (2)	新居浜市阿島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	荷内 205-I-5 (2)	新居浜市阿島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木A 205-I-8 (2)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木A 205-I-8 (2)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木C 205-I-10 (2)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木C 205-I-10 (2)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
観音原 205-I-11 (2)	新居浜市観音原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	観音原 205-I-11 (2)	新居浜市観音原町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沢 205-I-12 (2)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	沢 205-I-12 (2)	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
成 303-I-57 (1)	新居浜市別子山成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	成 303-I-57 (1)	新居浜市別子山成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
肉淵A 303-I-60 (1)	新居浜市別子山肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	肉淵A 303-I-60 (1)	新居浜市別子山肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
床鍋A 303-I-62 (1)	新居浜市別子山床鍋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	床鍋A 303-I-62 (1)	新居浜市別子山床鍋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荷内第 九川 205-1012	新居浜市阿島2丁目 ¹ (次の図のとおり)	土石流	荷内第 九川 205-1012	新居浜市阿島2丁目 ¹ (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
向川谷 川 205-1015	新居浜市阿島3丁目 ² (次の図のとおり)	土石流	向川谷 川 205-1015	新居浜市阿島3丁目 ² (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西長谷 川 205-1022	新居浜市阿島4丁目 ³ (次の図のとおり)	土石流	西長谷 川 205-1022	新居浜市阿島4丁目 ³ (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

中ノ名 第二川 205- 1023	新居浜市阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	中ノ名 第二川 205- 1023	新居浜市阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
東浜第 三川 205- 1027	新居浜市多喜 浜5丁目 (次の 図のと おり)	土石流	東浜第 三川 205- 1027	新居浜市多喜 浜5丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
又野谷 川 205- 1035	新居浜市又野 3丁目 (次の 図のと おり)	土石流	又野谷 川 205- 1035	新居浜市又野 3丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
落神川 東川 205- 1036	新居浜市落神 町 (次の 図のと おり)	土石流	落神川 東川 205- 1036	新居浜市落神 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
平尾谷 川 205- 1043	新居浜市觀音 原町 (次の 図のと おり)	土石流	平尾谷 川 205- 1043	新居浜市觀音 原町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
深谷東 川 205- 1061	新居浜市山根 町 (次の 図のと おり)	土石流	深谷東 川 205- 1061	新居浜市山根 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
東星越 谷川西 川 205- 1078	新居浜市星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	東星越 谷川西 川 205- 1078	新居浜市星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
星越谷 川 205- 1079	新居浜市星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	星越谷 川 205- 1079	新居浜市星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り
桜川 205- 1094- 1	新居浜市大生 院 (次の 図のと おり)	土石流	桜川 205- 1094- 1	新居浜市大生 院 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指 定 の 区 域	土 砂 灾 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	名 称	指 定 の 区 域	土 砂 灾 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建 築 物 に 作 用 す る と 想 定 さ れ る 衝 撃 に 関 す る 事 項
本村A 484- I-27 68(1)	北宇和 郡松野 町奥野 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本村 A 484- I-27 68(1)	北宇和 郡松野 町奥野 川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び松野町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

大洲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

大洲都市計画区域 全域

○愛媛県告示第21号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

宇和島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

宇和島都市計画区域 全域

○愛媛県告示第22号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び鬼北町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

広見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

広見都市計画区域 全域

○愛媛県告示第23号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び愛南町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

愛南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

愛南都市計画区域 全域

○愛媛県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

西条都市計画臨港地区 東予臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

今在家、ひうちの各一部

(2) 削除する部分

喜多川の一部

○愛媛県告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年1月9日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所			廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地			
愛媛在宅ケア有限会社	あいおいの里	愛媛県新居浜市船木4047番地の4		平成29年11月30日	居宅介護支援

○愛媛県告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年1月9日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所			廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地			
医療法人 滴水会	介護予防センターよしの	愛媛県今治市北宝来町三丁目2-10		平成29年11月30日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第27号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

新居浜電子株式会社

新居浜市王子町1番10号

代表取締役社長 秦宏樹

2 事業場の名称及び所在地

新居浜電子株式会社

新居浜市王子町1番10号

3 特定施設に関する事項

(1) 51（炭酸水酸化ニッケル）フィルタープレス

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イろ過施設	特 定 施 設 の 能 力	1日当たり900キログラム処理
		工事の着手予定年月日	許可後直ちに
		工事の完成予定年月日	着手後約4ヶ月後
		使用開始の予定年月日	完成後直ちに
		特定施設の使用時間間隔	連続
		特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
		特定施設の使用の季節的変動の概要	なし
特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イろ過施設	特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	通常 7.0~8.0 最大 7.5~8.5
		化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0未満 最大 1.0未満

浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3	還元、中和及びイオン交換
	最大 16	
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
	通常 1.0未満 最大 1.0未満	
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	鋼材製及び塩化ビニール製等
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	
	通常 37 最大 44	
	備考 汚水等は、汚水処理施設IVで処理される。	
(2) 52(酸化ニッケル)除害塔		縦 122.4メートル 横 12メートル 高さ 8メートル
特定施設の種類	政令別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり42キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約4ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	1日当たり5,184立方メートル処理
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	還元、中和及びイオン交換
	通常 7.0~9.0 最大 10.0~12.0	還元系
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	中和系
	通常 0.5未満 最大 0.5未満	通常前計
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	24時間
	通常 0.8 最大 1.6	処理後
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	なし
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3.0未満 最大 3.0未満	水素イオン濃度(水素指数)
	通常 0.01未満 最大 0.01未満	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
備考 汚水等は、汚水処理施設IVで処理される。		浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)
4 汚水等の処理施設に関する事項		通常 4.8 最大 9.4
(1) 汚水処理施設IV		窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
設置年月日	平成17年5月1日	通常 5.9 最大 8.9
処理施設の種類	物理化学的の処理	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 782 最大 880
----------------------------	------------------

備考 この他に、雨水排水口が3箇所ある。

○愛媛県告示第28号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

新居浜電子株式会社

新居浜市王子町1番10号

代表取締役社長 秦 宏樹

2 事業場の名称及び所在地

新居浜電子株式会社

新居浜市王子町1番10号

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第66号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、処理施設の汚水等の処理の方法、事業場からの排出水の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統

5 特定施設に関する事項

24 ニッケル合金めっき装置12号

	変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	銅被膜P E Tフィルム7,200メートル、硫酸ニッケル六水和物94キログラム、硫酸亜鉛七水和物14キログラム、硫酸銅五水和物7キログラム、硫酸コバルト七水和物3.5キログラム、タンゲステン酸アンモニウム3.5キログラム、硫酸マンガン五水和物3.5キログラム、25%アンモニア水1.0リットル、水酸化ナトリウム5キログラム、スルファミン酸160キログラム	銅被膜P E Tフィルム7,200メートル、硫酸ニッケル六水和物94キログラム、硫酸亜鉛七水和物14キログラム、硫酸銅五水和物7キログラム、硫酸マンガン五水和物3.5キログラム、水酸化ナトリウム5キログラム、スルファミン酸160キログラム

6 汚水等の処理施設に関する事項

汚水処理施設IV

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	変更前				変更後			
		処理前		処理後		処理前		処理後	
		イオン交換系	還元中和系	処理前計	還元中和系	イオン交換系	還元中和系	処理前計	還元中和系
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.0 最大 10.5	通常 3.6 最大 4.9	通常 6.8 最大 10.1	通常 4.9 最大 7.4	通常 6.9 最大 10.3	通常 2.7 最大 3.7	通常 6.6 最大 9.8	通常 4.4 最大 6.6	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.7 最大 2.4	通常 4.1 最大 5.4	通常 1.8 最大 2.5	通常 6.1 最大 8.3	通常 1.7 最大 2.4	通常 3.4 最大 4.2	通常 1.8 最大 2.5	通常 5.8 最大 9.5	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02	通常 0.49 最大 0.54	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.15 最大 0.21	通常 0.01 最大 0.02	通常 0.38 最大 0.42	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.14 最大 0.18	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,751 最大 2,910	通常 166 最大 189	通常 2,917 最大 3,099	通常 462 最大 495	通常 2,793 最大 2,959	通常 213 最大 246	通常 3,006 最大 3,205	通常 514 最大 557	

備考 放流槽にて水質を確認後、1号排水口から公共用水域へ排出する。

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

1号排水口

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後	
水素イオン濃度(水素指数)	通常 最大	5.8~8.6 5.8~8.6	通常 最大	5.8~8.6 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	4.8 8.6	通常 最大	4.5 8.1
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	4.8 9.4	通常 最大	4.8 9.4
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	6.2 9.4	通常 最大	5.9 8.9
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 最大	0.27 0.60	通常 最大	0.25 0.56
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 最大	730 818	通常 最大	782 880

備考 この他に、雨水排水口が3箇所ある。

○愛媛県告示第29号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年1月9日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡辺文隆	新居浜市大生院1011
"	伊藤慎吾	新居浜市大生院487-3
"	小野文夫	新居浜市大生院1824-3
"	小野貴士	新居浜市大生院1851-1
"	小野政親	新居浜市大生院1118
"	渡辺繁教	新居浜市大生院1148
"	松木唯数	新居浜市大生院1254-2
"	高橋秀人	新居浜市大生院423
"	伊藤一俊	新居浜市大生院479
"	秦昭一	新居浜市大生院786
"	泰満睦	新居浜市大生院756-6
監事	村上嘉一	新居浜市萩生1304-1
"	野口憲一	新居浜市大生院1448-1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡辺文隆	新居浜市大生院1011
"	野口武夫	新居浜市大生院1496-2
"	小野文夫	新居浜市大生院1824-3
"	小野貴士	新居浜市大生院1851-1
"	小野政親	新居浜市大生院1118
"	渡辺繁教	新居浜市大生院1148
"	松木唯数	新居浜市大生院1254-2
"	高橋秀人	新居浜市大生院423
"	伊藤一俊	新居浜市大生院479
"	秦昭一	新居浜市大生院786
"	泰満睦	新居浜市大生院756-6
監事	村上嘉一	新居浜市萩生1304-1
"	野口憲一	新居浜市大生院1448-1

○愛媛県告示第30号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(農作業道・久保地区)の施行を平成29年12月21日認可した。

平成30年1月9日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

○愛媛県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	鈍川伊予大井停車場線	今治市大西町山之内甲249番4から 同町山之内甲294番2まで	旧	メートル 9.7~30.6	キロメートル 0.197	
			新	9.7~31.5	0.197	

○愛媛県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鈍川伊予大井停車場線	今治市大西町山之内甲249番4から 同町山之内甲294番2まで	平成30年1月9日

○愛媛県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石手川北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年1月9日

愛媛県中予地方局長 福井琴樹

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	中川孝一	松本市下伊台町801

○愛媛県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年1月9日

愛媛県中予地方局長 福井琴樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区内に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第33号 平成29年12月25日	伊予郡松前町大字南黒田字一ノ宮415番1、417番3、417番5、415番1地 先水路・道路	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社 コスモス薬品

○愛媛県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年1月9日

愛媛県中予地方局長 福井琴樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区内に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第34号 平成29年12月26日	伊予郡松前町大字徳丸字野添1017番1	伊予郡砥部町高尾田323番地 県営住宅砥部団地5棟5074号 城戸航志 城戸貴子

訓令

○愛媛県訓令第1号

府中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年1月9日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前									
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者						部長	局長	課長	
国際交流課	1～3 省略						国際交流課	1～3 省略					
	4 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の施行に関する事務	1 省略						1 省略					
		2 事業者に対する助言、指導等（第12条第1項）				○		2 事業者に対する助言、指導等（第26条第1項）				○	
	5 通訳案内士法の施行に関する事務	1 登録（第18条、第22条）				○		5 通訳案内士法の施行に関する事務	1 登録の実施及び拒否（第20条から第22条まで）			○	
		2・3 省略						2・3 省略					
		4 登録の取消し等及び消除（第25条、第26条）				○		4 登録の抹消（第25条、第26条）				○	
		5 省略						5 省略					
		6 省略						6 懲戒処分（第33条）				○	
		7 省略						7 省略					
	6～9 省略							8 省略					
	6～9 省略							6～9 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査公表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年1月9日

愛媛県監査委員 山之内 芳夫
 同 岡田清隆
 同 大西 渡
 同 三宅 浩正

監査対象機関	監査年月日
水産課	平成29年8月8日
(監査の結果)	
平成28年度における予算の執行その他について、監査公表（平成29年10月13日付け公表第12号）で報告したもののはか、次の事項が認められた。	
職員（1名）の通勤手当について、高速道路利用分の算定において交代制勤務に従事する職員に該当しないにもかかわらず、ETC通勤割引率を乗じていなかったため、172,937円（平成27年5月から平成29年3月分）が過支給となっていた。	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成30年1月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩男

1 選挙権を有する者の総数	9,778
2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,260

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年1月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 病院			1 病院		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
省略			省略		
			財団法人正光会	南宇和郡愛南町御荘平山	平成2年4月3日
2～5 省略			御荘病院	846	
2～5 省略					

正 誤

○正 誤

平成29年3月7日付け第2854号愛媛県告示第216号（解除予定保安林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
111	3 解除の理由	送電変電施設用地とするため	一般送配電事業用地とするため